

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

平成 25 年 12 月

1 計画の目的

この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

2 計画の適用

この計画は、国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、指定都市市長会会長（以下「会長」という。）が広域・大規模な災害であり指定都市市長会としての支援が必要と認めるときに適用する。

3 災害発生時の準備体制

- ① 国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したときは、指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）、会長市及び別表に定める地域ブロックによる割り振りにおいて被災地の現地支援本部の設置を担当する都市（以下「現地支援本部設置担当都市」という。）は、この計画の適用を判断するため、準備体制をとるものとする。
- ② 現地支援本部設置担当都市は、被災都道府県等から情報を収集するほか、必要に応じ、被災地への職員の派遣等により情報を収集し、事務局に報告するものとする。
- ③ 事務局は、現地支援本部設置担当都市等から情報を収集し、会長に報告するものとする。
- ④ 会長は、被災の範囲、規模等から都道府県や近隣市区町村による応援等だけでは十分な支援が困難であり、この計画を適用する必要があると認めた場合は、事務局を通して各指定都市の市長にその旨を通知するものとする。
- ⑤ 事務局、会長市及び現地支援本部設置担当都市の準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

4 計画が適用された場合の体制

(1) 中央連絡本部

- ① 会長は、この計画が適用された場合、速やかに中央連絡本部を設置する。
- ② 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は会長が務める。
- ③ 中央連絡本部は、原則として事務局に置き、事務局及び各指定都市東京事務所の職員により構成する。
- ④ 中央連絡本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 国の災害対策本部、関係省庁及び全国知事会・全国市長会等との連絡調整
 - イ 各指定都市及び現地支援本部との連絡調整
 - ウ 報道機関等への情報提供
- ⑤ 中央連絡本部の組織等は、会長が別に定める。

(2) 先遣隊

- ① この計画が適用された場合、別表に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市の市長は、速やかに先遣隊を被災地に派遣するものとする。
- ② 先遣隊は、現地支援本部が設置された場所に速やかに参集し、現地支援本部の構成員として、被災地の情報収集・連絡を中心に活動するものとする。

(3) 現地支援本部

- ① この計画が適用された場合、別表に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市の市長は、速やかに現地支援本部を設置する。
- ② 現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、現地支援本部設置担当都市の市長が務める。
- ③ 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、現地支援本部設置担当都市及び各支援隊派遣都市の職員により構成する。
- ④ 現地支援本部長は、現地支援本部の場所を指定した場合は、速やかに中央連絡本部長に通知し、中央連絡本部長は、各指定都市の市長に通知するとともに、現地支援本

部の設置について全国知事会、全国市長会等に通知するものとする。

- ⑤ 現地支援本部長は、被災の範囲、規模等から別表に定める現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市のみでは支援を行うことが困難であると判断した場合（別表の「広範な都道府県に被害が及ぶ場合」を適用するときを除く。）は、支援隊派遣都市の追加について中央連絡本部長と協議することができる。
- ⑥ 中央連絡本部長は、協議の結果、支援隊派遣都市の追加が必要と判断したときは、指定都市の市長と協議の上、支援隊派遣都市としての支援要請を行うものとする。
- ⑦ 支援隊派遣都市の追加要請の考え方は、会長が別に定める。
- ⑧ 現地支援本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 被災地における情報収集及び支援需要等の把握
 - イ 中央連絡本部との連絡調整
 - ウ 被災地に派遣された各指定都市の支援隊及び当該指定都市との連絡調整並びに被災地を支援する他の市区町村との情報交換
 - エ 被災市区町村の災害対策本部、被災都道府県の災害対策本部、当該都道府県の対口支援を行っている都道府県の現地本部（以下「対口支援県現地本部」という。）等との連絡調整

5 支援の実施決定

- ① 被災市区町村への支援は、各指定都市からの対口支援を原則として実施する。
- ② 支援隊派遣都市の市長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について現地支援本部長に報告するものとする。
- ③ 現地支援本部長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について中央連絡本部長に報告するものとする。
- ④ 現地支援本部長は、収集した被災地における支援需要等を中央連絡本部長に報告するものとする。
- ⑤ 現地支援本部長は、被災地における支援需要等をもとに、中央連絡本部長及び支援隊派遣都市の市長と協議の上、自市又は支援隊派遣都市の支援先候補の被災市区町村を決定し、支援隊派遣都市の市長に通知するものとする。なお、支援先候補の被災市区町村の決定に当たっては、必要に応じて、当該被災市区町村の属する都道府県に連

絡を行うものとする。

- ⑥ 自市の支援先候補の被災市区町村を決定した現地支援本部長及び支援先候補の被災市区町村の通知を受けた支援隊派遣都市の市長は、支援先候補の被災市区町村の長と調整の上、支援の実施や支援の内容（以下「支援実施等」という。）を判断するものとする。
- ⑦ 現地支援本部長及び支援隊派遣都市の市長は、支援実施等に関して決定したときは、現地支援本部長にあつては対口支援を行う被災市区町村に、支援隊派遣都市の市長にあつては現地支援本部長及び対口支援を行う被災市区町村にその結果を速やかに報告する。
- ⑧ 現地支援本部長は、自市の支援実施等を決定したとき又は支援隊派遣都市の市長から支援実施等の決定の報告を受けたときは、中央連絡本部長にその旨を報告するとともに、被災都道府県及び対口支援県現地本部に報告するものとする。
- ⑨ 中央連絡本部長は、現地支援本部長から支援実施等の決定の報告を受けたときは、全国知事会、全国市長会等に報告するものとする。

6 支援の実施及び復旧・復興期への移行

- ① 現地支援本部長は、各指定都市からの対口支援の実施に関して、支援先となる被災市区町村の属する都道府県、対口支援県現地本部等と緊密に連絡調整を行い、円滑な支援の実施に努めるものとする。
- ② 中央連絡本部長と現地支援本部長は、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を過ぎ、被災市区町村の体制の回復や支援需要の変化等により支援の再編等復旧・復興期への移行が必要と判断される場合は、復旧・復興期への移行を検討するものとする。
- ③ 中央連絡本部長及び現地支援本部長は、前項の検討に当たっては、各指定都市の市長、支援先市区町村、支援先市区町村の属する都道府県、対口支援県現地本部、全国知事会、全国市長会等（以下「関係機関」という。）と支援の再編等について協議を行い、中央連絡本部長が、新たな支援グループの形成等の方針（復旧・復興期への移行）を決定し、関係機関等に通知するものとする。
- ④ 復旧・復興期以降においては、関係機関等と協議し、他の市区町村等との連携を十分に図り、支援グループの形成等により円滑な支援の実施に努めるものとする。

7 現地支援本部及び中央連絡本部の解散

- ① 復旧・復興の状況に応じ、中央連絡本部長は、現地支援本部長の申出に基づき、当該現地支援本部の解散を決定し、各指定都市の市長、全国知事会、全国市長会等に通知する。なお、当該決定後に各指定都市が独自の支援を継続することを妨げない。
- ② 中央連絡本部は、全ての現地支援本部が解散したときに解散する。

8 各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応

- ① 会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。
- ② 会長の権限を委任された副会長は、中央連絡本部の本部長を務める。
- ③ 会長は、事務局が被災し、中央連絡本部の設置ができない場合は、別に本部を設置する場所を定めるものとする。
- ④ 別表に定める現地支援本部設置担当都市が被災し、現地支援本部の設置ができない場合は、会長は別表の備考に定める順位に従い現地支援本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援本部の設置を依頼するものとする。
- ⑤ 上記のほか、災害の状況により別表の割り振りにより難しい場合は、会長又は中央連絡本部長が別途割り振りを定めるものとする。

9 他の災害支援の枠組みとの関係

- ① この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- ② この計画は、「21大都市災害時相互応援に関する協定」や、各指定都市の定める個別の災害時の応援協定による各指定都市の支援の実施を妨げない。

10 経費負担

- ① 各指定都市が被災市区町村に対して実施した支援の経費の負担は、法令の定めによ

るほか、支援先市区町村の負担を原則として、各指定都市と支援先市区町村との協議により定めるものとする。

- ② 中央連絡本部及び現地支援本部の運営に係る経費は、原則として、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る経費については各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要がある機材等に係る経費で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる経費を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

11 公務災害補償

- ① この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づく派遣職員については、支援先市区町村と別に定めることを妨げない。
- ② この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が公務中に生じたものについては、派遣した指定都市が賠償する。ただし、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく派遣職員については、支援先市区町村と別に定めることを妨げない。

12 平時からの連携強化

- ① 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- ② 事務局は、前項による報告を受けた場合は、その状況をとりまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。
- ③ 事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から全国知事会、全国市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

13 研修、訓練等の実施

指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要

に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

14 委任

この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定める。

別表 現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市

【基本パターン】

災害発生 都道府県 (地域ブロック)	支援グループ	現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市
北海道 青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島、 新潟	A グループ	①仙台、②札幌、③さいたま、④千葉、⑤新潟
茨城、栃木、群馬、 埼玉、長野 千葉、東京、神奈 川、山梨、静岡	B グループ	①相模原、②横浜、③静岡、④川崎、⑤浜松
岐阜、愛知、三重 富山、石川、福井、 滋賀、京都、奈良 大阪、兵庫、和歌 山	C グループ	①神戸、②京都、③大阪、④名古屋、⑤堺
鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知 福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄	D グループ	①岡山、②北九州、③広島、④福岡、⑤熊本

※現地支援本部は、災害発生時に現地支援本部設置担当都市である都市が設置する。

※現地支援本部設置担当都市は、平成 26 年度は①の都市とし、①から⑤までの順で年度ごとの輪番とする。

※当該年度の現地支援本部設置担当都市が被災等により現地支援本部設置担当都市を担うことができないときは、次順位の都市が現地支援本部設置担当都市を担う。

※現地支援本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。

※支援グループの割り振りが異なる複数の地域ブロックが被災したときは、支援隊派遣都市は、各都市個別の災害時応援協定等の事情に応じて、所属する支援グループ以外の支援グループの支援隊派遣都市として活動することができる。

また、同様に各都市は、所属する支援グループの割り振りでない地域ブロックが被災したときであっても、任意に支援隊を派遣するほか当該支援を担当するグループの支援担当都市として活動するなど、支援隊派遣都市の構成については、柔軟な対応を行うことができるものとする。

【広範な都道府県に被害が及ぶ場合】

災害発生 都道府県 (地域ブロック)	現地支援本部 設置担当都市	現地支援本部設置 担当都市代行グル ープの指名順	支援隊派遣都市
北海道	【Aグループ】 ①仙台、②札幌、 ③さいたま、④千葉、 ⑤新潟	①Bグループ ②Cグループ ③Dグループ	被災しなかった全都 市 ※複数の地域ブロッ クが被災地となっ た場合には、グル ープ割を参考に支 援隊派遣都市の割 り当てを行う。
青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島、 新潟			
茨城、栃木、群馬、 埼玉、長野	【Bグループ】 ①相模原、②横浜、 ③静岡、④川崎、 ⑤浜松、	①Aグループ ②Cグループ ③Dグループ	
千葉、東京、神奈 川、山梨、静岡			
岐阜、愛知、三重	【Cグループ】 ①神戸、②京都、 ③大阪、④名古屋、 ⑤堺	①Dグループ ②Bグループ ③Aグループ	
富山、石川、福井、 滋賀、京都、奈良			
大阪、兵庫、和歌 山			
鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	【Dグループ】 ①岡山、②北九州、 ③広島、④福岡、 ⑤熊本	①Cグループ ②Bグループ ③Aグループ	
福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄			

※災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用する都道府県が 8 以上の範囲にわたる災害の場合に適用する。

※現地支援本部は、災害発生時に現地支援本部設置担当都市である都市が設置する。

※現地支援本部設置担当都市は、平成 26 年度は①の都市とし、①から⑤までの順で年度ごとの輪番とする。

※当該年度の現地支援本部設置担当都市が被災等により現地支援本部設置担当都市を担うことができないときは、次順位の都市が現地支援本部設置担当都市を担う。

※グループ内の全都市が現地支援本部設置担当都市を担うことができないときは、現地支援本部設置担当都市代行グループの指名順により、次順位のグループの都市が現地支援本部設置担当都市を担う。ただし、複数の地域ブロックが被災地となった場合、現地支援本部設置担当都市を出したグループは、代行グループの指名順から外す。

(附 則)

この計画は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

【参考】行動計画に基づく支援実施オペレーション

